

特定非営利活動法人ウッディ阿賀の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ウッディ阿賀の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の協力と広範な人々との共働により、放置され荒廃が進む里山を健全な姿に取り戻すために、里山の自然・生態・機能等を学び、里山の望ましい姿を考え、里山の整備・育成を行い、里山の環境向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 植樹事業および森林育成事業
- (2) 青少年健全育成事業および青少年森林体験事業
- (3) 山村・都市交流事業
- (4) 間伐促進事業
- (5) 広報事業
- (6) 樹木の伐採、木製品の制作・解体、藪払い、草刈りなどの事業
- (7) 災害救援の事業
- (8) 前(1)から(7)に係り付帯する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛助して入会した子供・学生
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人・団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由が無い限り入会を認めなければならぬ

い。

- 2 代表理事は、前項の者の入会を認めない時は、すみやかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、理事会で別に定める会費を納入しなければならない。
2 会費の納入期日は、理事会が別に定める納期内に納めるものとする。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 本人から退会の申し出があったとき
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
(3) 正当な理由なくして理事会が定める期間内に納付が無いとき
(4) 除名されたとき

(退会)

- 第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が、次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会で理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、原則的にこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
(1) 理事 3人以上20人以内
(2) 監事 1人ないしは2人
2 理事のうち、1人を代表理事、2人を筆頭副代表理事および次席副代表理事とする。

(選任等)

- 第14条 理事と監事は、理事会で選任し、総会に報告する。
2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事全員は、この法人を代表する。また、代表理事は、この法人の業務を総理する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、筆頭副代表理事、次席副代表理事の順にその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期終了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 2 監事が欠けた場合、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任命する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算と財産の承認
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決

し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関すること
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、あるいは記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされる事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (5) 会費の額、会費の納入期日
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事、あるいは代表理事から書面又は電磁的方法をもって指名された者があたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、別に定めがある場合を除き、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により、表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、あるいは記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後に、やむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決で3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が、解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した団体や機関に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行なう。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表世話人 込田幸吉
副代表世話人 香田和夫、江添 武
世話人 皆川文好、渡邊 眞、眞柄信子、吉岡民翁
山内 孝、遠藤辰也、荻原智志
監 事 中矢澄子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2002年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支計画は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、2002年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 年会費 5000円
(2) 準会員 年会費 2000円
(3) 賛助会員 年会費 一口5000円とし2口以上
- 7 正会員の会費納入期日は、途中入会者を除き、原則的に前納とする。但し、これができない場合は、分割払いとして2000円を前納したうえで代表世話人に遅れる理由を申し入れ了解を得る。

附則（通常総会 平成21年3月11日）

この定款は（平成21年5月1日）から施行する。

変更点：同一建屋内での事務所の移転

附則（臨時総会 平成24年7月28日）

この定款は（平成24年7月28日）から施行する。

変更点：事務所を上所から木崎に移転、事業年度の始期を10月1日から1月1日に変更

附則（臨時総会 平成24年7月28日）

この定款は所轄庁の認証の日（平成25年7月4日）から施行する。

主な変更点：代表権の責任範囲を平等に、世話人の表記を理事の表記に変更

附則（通常総会 平成27年1月31日）

この定款は所轄庁の認証の日（平成27年7月30日）から施行する。

主な変更点：活動に災害救援を追加、書面表記を書面又は電磁的方法に変更、法で定める以外の総会決議事項を理事会決議事項に変更

附則（通常総会 平成30年1月27日）

この定款は（平成30年1月27日）から施行する。

主な変更点：特定非営利活動促進法の改正により貸借対照表の公告が義務づけられたため。

本書は原本と相違ない事を証明します
特定非営利活動法人 ウッディ阿賀の会

代表理事 込田 幸吉 印